

倫理法等違反事案の調査及び懲戒処分等の状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
調査開始事案数 〈〉は前年度からの継続事案(外数)	8	11 〈2〉	18 〈2〉	11 〈3〉	24 〈4〉	17 〈6〉	32 〈4〉	34 〈6〉	58 〈6〉	18 〈5〉	24 〈5〉	255
調査終了事案数	6	11	17	10	22	19	30	34	59	18	22	248
処分等件数(人数)	4 (16)	11 (14)	17 (30)	10 (20)	21 (45)	20 (222)	27 (54)	32 (159)	57 (267)	16 (30)	21 (61)	236 (918)
懲戒処分件数(人数)	2 (2)	5 (5)	11 (13)	8 (11)	15 (19)	17 (114)	21 (26)	27 (83)	30 (94)	10 (21)	14 (28)	160 (416)
免職		2 (2)	3 (3)	1 (1)	7 (7)	4 (11)	8 (9)	11 (11)	6 (9)	4 (4)	4 (6)	50 (63)
停職	1 (1)		1 (1)	2 (2)	2 (2)	3 (9)	2 (2)	1 (1)	8 (9)	1 (1)	1 (1)	22 (29)
減給	1 (1)	1 (1)	5 (5)	1 (2)	5 (6)	8 (22)	4 (4)	9 (17)	7 (36)	2 (3)	2 (2)	45 (99)
戒告		2 (2)	4 (4)	5 (6)	3 (4)	10 (72)	10 (11)	13 (54)	17 (40)	6 (13)	8 (19)	78 (225)
矯正措置件数(人数)	2 (14)	7 (9)	8 (17)	3 (9)	10 (26)	10 (108)	9 (28)	14 (76)	38 (173)	8 (9)	12 (33)	121 (502)

- (注) 1. 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分件数及び矯正措置件数の合計件数は処分等件数(懲戒処分又は矯正措置が行われた事案の件数)と一致しない。
2. 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳(免職等)の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。
3. 「矯正措置」は各府省の内規による訓告、厳重注意等の措置を示す。